

委員質問・意見等

第138回定例会（12月3日）受付分

（武本（和）委員）

● 東京電力、規制委員会 に対する 質問

2014. 11. 22の長野県北部の地震（神城断層地震）で白馬村に地表地震断層が出現した。

このことに関して別紙で質問する。

第138回定例会後（12月16日）受付分

（徳永委員）

● 原子力規制庁 に対する 質問

なぜ原子力災害の避難時に、「SPEEDI」利用をやめたのか？

福島事故を受けて各事故調から報告があった。それらを踏まえて当時の原子力安全・保安院は、「原子力安全分野における原子力安全・保安院としての改善に向けた取組と残された課題について～事故調査委員会（国会・政府）からの指摘を踏まえて～」（平成24年9月18日付け、定例会で配布された資料）を公表した。

それによると、「SPEEDI情報が提供されていれば、各自治体及び住民はより適切に避難のタイミングや避難の方法を選択できた可能性があったと言える」（本文としてはP30、定例会資料としてはP72）と反省した上で、「迅速に公開することを、平成24年4

月13日に四大臣会合に報告」とか、「平成24年9月6日に防災基本計画を修正し、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を記載」（本文としてはP31、定例会資料としてはP73）とあることから、私はこの方針を当然のことと受け止めていた。

一方同事故では、停電等で各地のMP情報が入手できなかったということから、本県におけるMPの設置状況について質問したところ、今年5月定例会で新潟県は、県内全域の53ヶ所にあるMPすべてにUPSが付属されており、停電時の対策が万全であることがわかった。

したがって、福島事故の反省から本県でのSPEEDIを利用した避難対策に、問題はな
いと確信していた。

ところが、今年11月25日付けの朝刊に「SPEEDI活用せず、規制委方針に反発の
恐れも」という見出しの記事が載った。晴天の霹靂である。

前述した原子力安全・保安院（当時）の重要な方針はいったい何だったのか？

柏崎市の防災計画にもあるとおり、自家用車による避難を認めざるを得ない現実において、SPEEDIを利用せずに住民に対して自治体はどのような指示が出せるのだろうか？住民とともに自治体もまた戸惑いがあるはず。

この方針変更をどうしても理解できず、納得がいかない。

余談であるが、SPEEDIの開発に34年以上の年月と100億円以上を費やしている。
そうだとすれば、余りにもムダ使いではないか。会計検査院は、なぜ指摘しないのか？

2014.11.22 神城断層地震で直線でない地表地震断層が出現したことを踏まえ、リニアメント説を問う

武本和幸

1. リニアメントとは、リモートセンシングによる空中写真で地表に認められる、直線的な地形の特長、線状模様のこと。(リニアメントに関するウェキペディア・フリー百科事典の説明)と理解している。

2. 東電の主張を第1回事業者ヒアリング 2013.10.22 5頁より引用する。

http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/data/kk67/mendan/20131022_01shiryo_02.pdf

③敷地近傍 項目 個別断層評価 小項目 真殿坂断層

耐震安全性評価報告書

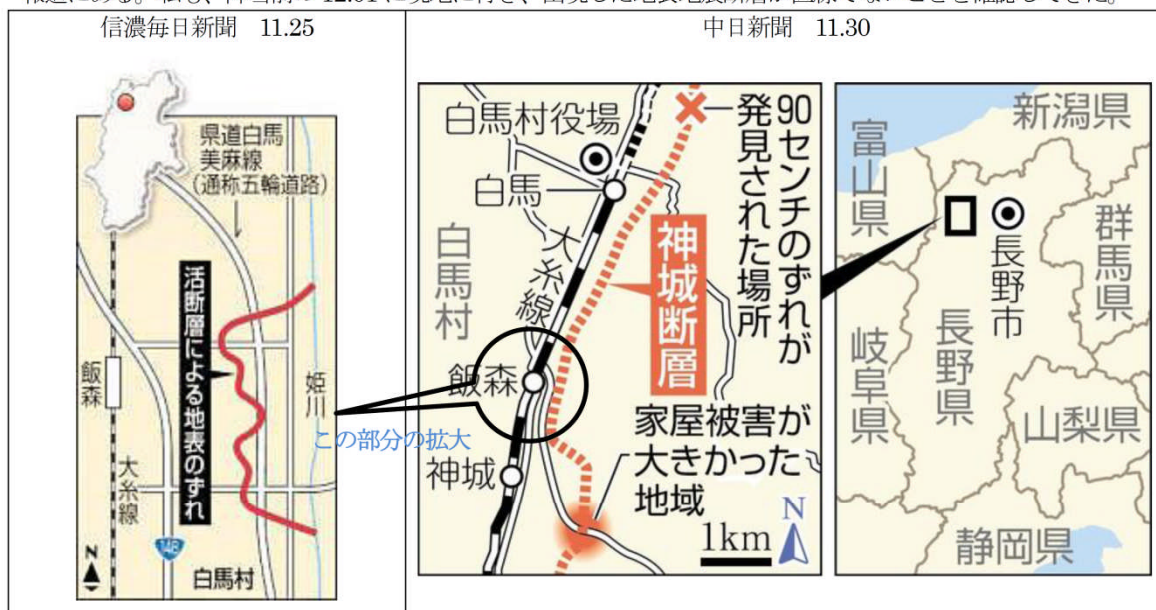
活動性 × 評価内容 リニアメントが認められないこと、真殿坂断層の上載層である安田層中に狭在する阿多鳥浜テフラ(約24万年前)などの分布標高がほぼ水平であることから、少なくとも安田層堆積以降の活動はないと評価

原子炉設置許可変更申請書(柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉原子炉設置の変更)

活動性 × 評価内容 リニアメントが認められないこと、真殿坂断層の上載層である古安田層中に狭在する阿多鳥浜テフラ(約24万年前)などの分布標高がほぼ水平であることから、阿多鳥浜テフラ降下以降の活動はないと評価

東電は、いずれでも、「リニアメントが認められない」と「阿多鳥浜テフラなどの分布標高がほぼ水平」を主張していた。ほぼ水平説は、北2の斜ボーリングの実施で否定されたが、リニアメントの主張は継続のようである。

3. 2014.11.22 22:08 神城断層地震(M6.7)が起り、長野県北部の白馬村・小谷村・小川村で震度6弱、柏崎刈羽で震度4の揺れがあった。この地震はほぼ南北方向の神城断層が、東側が西側に乗り上げる逆断層として動いた結果とされている。白馬村では地表地震断層が出現した。このことは研究者の緊急調査報告やマスコミ報道にある。私も、降雪前の12.01に現地に行き、出現した地表地震断層が直線でないことを確認してきた。



4. 東電と規制委に確認したい

神城断層地震で、直線でない地表地震断層が出現した事実が、「リニアメント(直線的な地形)がなければ活断層でない」とする東電主張の誤りを示すと考える。よって以下事項を質問する。

東電に問う。「リニアメントがなければ活断層でない」の誤りを、神城断層地震で出現した直線でない地表地震断層の現実を踏まえて認めるか。認めないならその理由は何か。ほぼ水平説は誤りだったと解して良いか。

規制委に問う。東電リニアメント説に対する判断基準は何か。

以上